

私道工事のしおり

上尾市上下水道部下水道施設課

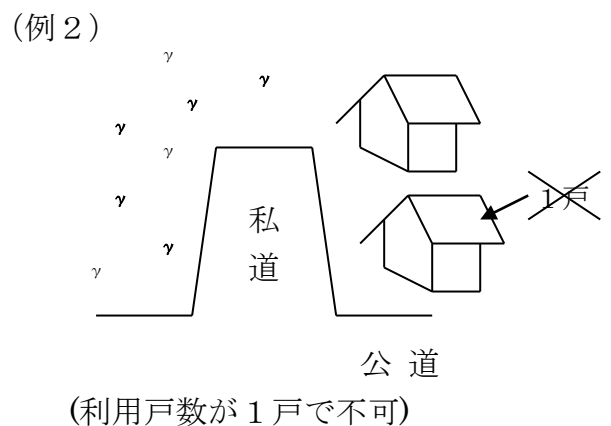
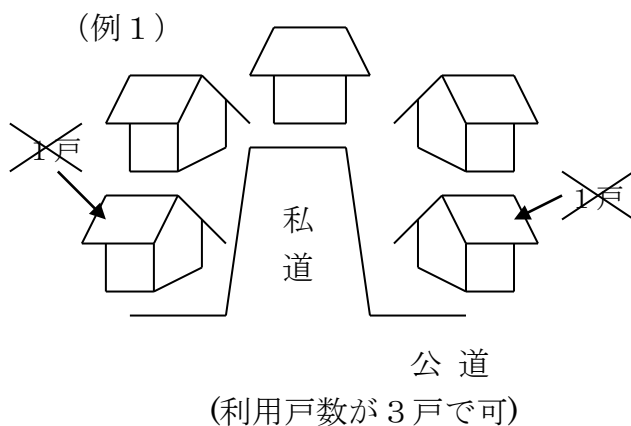
私道への下水道管布設は…

公共下水道は、公道（国・県・市道）に市が整備します。

私道につきましては、基本的に土地所有者が下水道管の工事を行っていただくこととなります。上尾市では、公共下水道の普及を促進し、一日も早く快適な生活を送っていただくために、一定の条件を満たしている場合で**皆さんから申請をいただければ、私道への工事を行うことができます。**

条件とは…

1. 私道を利用する戸数（私道からしか接続できない戸数）が2戸以上あること。
※公道に面している家は1戸と数えません。



2. 私道の土地所有者（全員）の承諾があること。
 - ・私道への下水道管の布設
私道は皆さまの土地ですので、下水道管布設工事を行うことについて、土地所有者全員の承諾が必要です。
 - ・土地使用貸借契約（無償）
下水道管布設及び維持管理を市が行うことから、土地使用貸借契約が必要です。

条件が整ったら…

所定の申請書に必要書類を添付して下水道施設課に提出してください。

申請の手続きは・・・

1. 連絡役を決めて下記の申請書(①)に必要な書類(②～⑥)を添付して、下水道施設課まで提出してください。

記

◇私道1箇所につき

- | | |
|----------|---|
| ①(第1号様式) | 下水道管布設申請書(P.4) 1部 |
| ②(第2号様式) | 下水道管布設希望者名簿(P.5) 1部 |
| ③(第3号様式) | 下水道管の布設及び土地使用貸借契約の締結についての承諾書(P.6) 1部 |
| ④(第4号様式) | 私道平面図及び私道敷地の所有者区画図並びに下水道管布設希望者位置図(P.7) 1部 |
- (※②③については、人数により枚数が増えます。)

◇私道所有者1人につき

- | | |
|--------------|-----------|
| ⑤土地使用貸借契約書 | 2部(P.8・9) |
| ⑥土地所有者の印鑑証明書 | 1通 |

以上

※ご注意いただきたい点

- ・「下水道管の布設及び土地使用貸借契約の締結についての承諾書」及び「土地使用貸借契約書」につきましては、印鑑証明書に記載されている住所、氏名を記入してください。
- ・土地登記簿に記載されている住所、氏名が現在と異なる場合は、変更登記を行ってください。
- ・土地所有者が亡くなられている場合は、相続登記を行ってください。

2. 申請いただきましたら、内容を確認して問題なければ決裁を行い、土地使用貸借契約を締結します。

3. 連絡役の方に下水道管布設決定通知書と土地使用貸借契約書をお返しします。

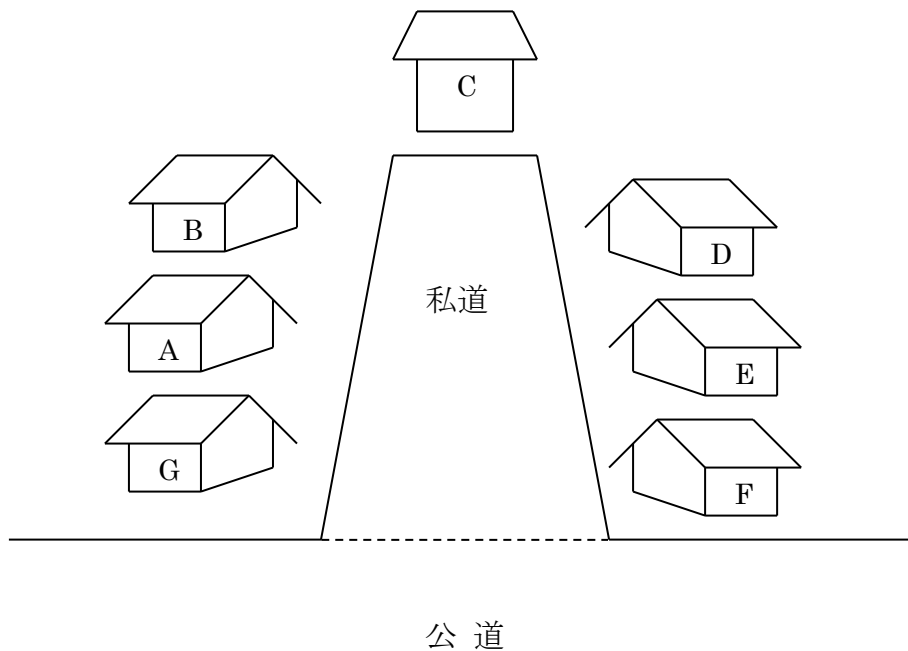
記載例

私道の位置 上尾市本町三丁目 9 1 6 番地 1、番地 2、番地 3

布設希望者

A	小林	一夫
B	村田	二郎
C	秋山	三男
D	佐藤	四郎
E	森田	正五 (貸家)
F	田中	六男

私道の所有者 A～E



※この場合の申請書類（第 1 号～第 4 号様式）の記載は、次のようになります。
次項を参照してください。

記入例

下水道管布設申請書

日付については空白にしてください。

令和 年 月 日

(宛先)

上尾市長 畠山 稔

布設希望者の代表者

住所 **上尾市本町三丁目1番1号**

氏名 **小林 一夫**

(電話 **775 - 9372**)

自筆です。
連絡役の方の住所、氏名、
電話番号を記入してください。

上尾市私道への下水道管布設取扱要綱第3条の規定により、関係書類を添えて申請します。

私道の位置

上尾市 **本町三丁目916番地1、番地2、番地3** 地内

公図に記載されている私道の地番
(印字されたものをご用意します)

(注) 以下は記入しないでください

受付	令和 年 月 日				通知	令和 年 月 日					
	第 号					第 号					
					担 当	起 案 決 裁	令和 年 月 日				
							令和 年 月 日				
合 議		供 覧					保存年限	公印管理 者 認 印			
							11年以上				

記入例

下水道管の布設及び土地使用貸借契約の締結についての承諾書

令和 年 月 日

（宛先）

上尾市長 島山 稔

日付は空白にしてください。
受領時に記入していただきます。

私の所有する下記の土地に下水道管を布設することについて承諾します。また、下水道管布設
（土地使用貸借契約を締結することについても承諾します。

私道部分の地番
印刷されたものを用意します。

記

土地の所在			土地の所有者				第4号 様式の 図面对 象番号
地番	地積	地目	住所	氏名	持分	実印	
上尾市本町三丁目916番地1	70㎡	公衆用道路	上尾市本町三丁目1番1号	(小林 一夫) 小林 一夫	1/4	○ 小一 林夫	A
上尾市本町三丁目916番地1	70㎡	公衆用道路	上尾市本町三丁目1番2号	(村田 二郎) 村田 二郎	1/4	○ 村二 田郎	A
上尾市本町三丁目916番地1	70㎡	公衆用道路	上尾市本町三丁目1番3号	(秋山 三男) 秋山 三男	1/4	○ 秋三 山男	A
上尾市本町三丁目916番地1	70㎡	公衆用道路	上尾市本町三丁目1番4号	(佐藤 四郎) 佐藤 四郎	1/4	○ 佐四 藤郎	A
上尾市本町三丁目916番地2	20㎡	公衆用道路	上尾市本町三丁目1番4号	(佐藤 四郎) 佐藤 四郎	1/2	○ 佐四 藤郎	B
上尾市本町三丁目916番地2	20㎡	公衆用道路	上尾市本町三丁目1番5号	(森田 正五) 森田 正五	1/2	○ 森正 田五	B
上尾市本町三丁目916番地3	30㎡	公衆用道路	上尾市本町三丁目1番5号	(森田 正五) 森田 正五	1/1	○ 森正 田五	C

自署してください

お渡しする書類には小さく名前が印字されています。
該当箇所に氏名、印鑑証明書に記載されている住
所を記入し、実印を押印してください。
住所の丁目や地番は簡略して書いていただいて結
構です。（例：本町3-1-1）

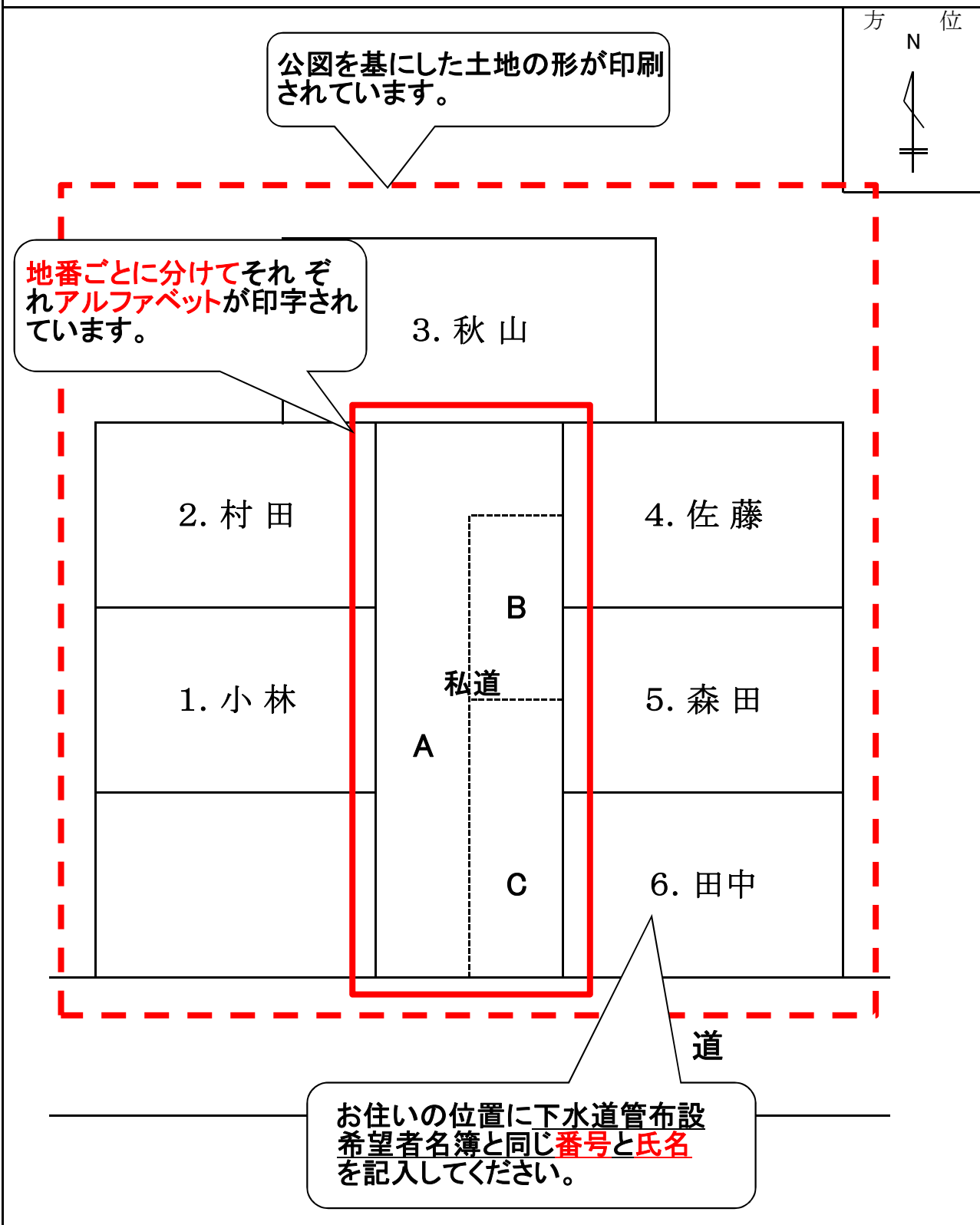
後程説明する第4号様式の
位置図に対応するアルファ
ベットが印字されています。

その他承諾事項

- 1 上記の土地の使用料は無償とします。
- 2 上記の土地の所有権を他に譲渡した場合には、その譲受人に対し、この承諾内容を承継させ、市及び下水道管使用者に迷惑のかからないようにします。
- 3 下水道管を新たに使用するものが取付管の接続を申し出たときは拒みません。
- 4 下水道管の工事及び維持管理のために、市職員の立入りを認めます。

記入例

私道平面図及び私道敷地の所有者区画図並びに下水道管布設希望者位置図



(注)

- 1 第2号様式及び第3号様式の図面対象番号を上記の図面の中に記入し、各戸の氏名を記入のこと。
- 2 公道と私道の区分を明らかにすること。
- 3 私道の幅員及び下水道管布設延長を記入すること。

土地 使用 貸借 契約 書

記入例

借受人 上尾市 (以下「甲」という。) と貸付人 **佐藤 四郎** (以下「乙」という。) とは、土地の使用貸借について次のとおり契約を締結する。

(目的)

第1条 乙は、次の表に掲げるその所有する土地 (以下「この土地」という。) を甲に無償で貸し付け、甲は、この土地を借り受けるものとする。

所 在	地 番	地 目	地 積	貸借する地積	持 分
上尾市本町三丁目	916番地1	公衆用道路	70㎡	全部	1/4
〃	916番地2	〃	20㎡	一部	1/2
以下余白					

私道の使用貸借契約する土地の詳細

お渡しする契約書には、あらかじめ皆さまそれぞれのお名前や所有地番を印字しております。

(用途)

第2条 甲は、この土地を公共下水道のために使用し、それ以外の用途に供してはならない。

(賃借期間)

第3条 賃借期間は、この契約の締結の日から甲が公共下水道について必要がなくなる日までの期間とする。

(公租公課等の負担)

第4条 乙は、この土地に賦課される公租公課の費用を負担するものとする。

(使用に関する条件)

第5条 乙は、甲がこの土地に埋設する公共下水道管を延伸し、及び取付管を接続し、並びに維持管理を行うことについて、私権を行使しない。

(権利義務の承継等)

第6条 乙は、貸借の期間中にこの土地を第三者に譲渡するときは、この契約と同様の契約を甲と締結することに同意する者以外の者に対し、本件土地を譲渡することができないものとする。

2 乙は、貸借の期間中にこの土地を第三者に譲渡しようとするときは、あらかじめその旨を甲に通知するものとする。

(損害賠償)

第7条 甲及び乙は、この契約に定める義務を履行しないため相手方に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として相手方に支払わなければならない。

(協議)

第8条 この契約に定めのない事項については、甲、乙協議して定めるものとする。

この契約を証するため契約書 **2通を作成**し、両者記入押印の上各自その1通を所有する。

乙欄に印鑑証明書に記載されている住所、氏名を記入し、実印を押印してください。
住所の丁目や番地は簡略化して書いていただいて結構です。
(例：本町3-1-1)

上尾市本町三丁目1番1号
上尾市
上尾市長 畠山 稔 印

乙

住所 上尾市本町三丁目1番4号

氏名 佐藤 四郎



※契約書は同じものを2部用意しており、1部を市で、もう1部をご自身で保管していただきます。

維持管理は・・・

土地使用貸借契約に基づき、布設された下水道管及び取付管の維持管理は市が行います。

そ の 他

- (1) 私道工事後の道路の復旧は掘った箇所と影響部分の現状復旧になります。
- (2) 下水道管及び取付管布設後、個人の都合により移設又は撤去の必要が生じた場合は、原因者負担による工事が必要になります。
- (3) 布設した取付管以外で排水を行う場合は、自費で既設の取付管を撤去する必要があります。

私道工事の申請についてのお問い合わせは・・・

上尾市役所 下水道施設課 計画設計担当

上尾市大字上尾村1157

☎ 048-775-9372 (直通)

上尾市上下水道部庁舎 案内図

下水道施設課は、階段を上った2階正面にあります。

お車でお越しの際は、正門からお入りいただき、左手側に来客用駐車場がございます。



〒362-0013 上尾市大字上尾村1157

上尾市上下水道部 2階 下水道施設課